
牟岐町 津波避難計画

平成26年3月
令和2年3月改訂

牟岐町

目 次

第1章	総 則	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の修正	1
第3	用語の意味	1
第2章	津波避難対策の検討	3
第1	津波浸水想定区域の設定	3
第2	避難対象地域の指定	4
第3	緊急避難場所の設定	8
第4	避難困難地域の抽出	10
第5	津波避難ビル等の指定	16
第6	特定避難困難地域の抽出	18
第3章	初動対応	22
第1	勤務時間外の職員の参集	22
第2	配備体制	23
第3	津波情報等の収集・伝達	26
第4	防災事務に従事する者の安全の確保	32
第4章	平常時の津波防災教育・啓発	33
第1	津波防災教育・啓発の手段	33
第2	津波防災教育・啓発の内容	33
第3	津波防災教育・啓発の場及び人材の育成	34
第5章	津波避難訓練	35
第1	訓練の実施体制	35
第2	訓練の内容	35
第6章	その他の留意点	36
第1	観光客、海水浴客、釣り客の避難対策	36
第2	要配慮者・避難行動要支援者の避難対策	36

第1章 総則

第1 計画の目的

この計画は、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）が発生した場合に、その発生直後から、津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

第2 計画の修正

この計画は、津波浸水想定区域の変更、津波避難先、避難経路等の環境変化等により、必要があると認められるときは、これを修正する。

第3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。本計画における津波浸水想定区域は、徳島県が平成24年10月に公表した津波浸水想定とする。これは、南海トラフ巨大地震(M9.1)による最大クラスの津波を設定し、潮位を朔望平均満潮位、堤防・護岸・防潮堤については、コンクリート構造物は地震により全て破壊、盛土構造物は高さが75%沈下し、津波が乗り越えた時点で破壊すると設定し、想定されたものである。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、別途徳島県が設定する津波浸水想定区域に基づき町が指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 特定避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域外、又は避難対象地域内の津波避難ビル等（津波避難タワーを含む）に避難することが困難な地域をいう。

(5) 避難路

避難に供する道路・通路で、町が指定に努める。

(6) 避難経路

避難に供する経路で、自主防災組織、住民等が設定する。

(7) 避難経路等

避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表す。

(8) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努める。

(9) 津波避難ビル

避難困難地域内の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物。避難対象地域内の建物を町が指定するものをいう。(津波避難タワーを含む)

(10) 避難目標地点

津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定める場所(地点)で、とりあえず生命の安全確保を目的とした避難の目標地点をいう。

(11) 避難先

緊急避難場所、津波避難ビル、避難目標地点を総称して「避難先」と表す。

(12) 基準水位

津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位上昇(せき上げ)を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

第2章 津波避難対策の検討

第1 津波浸水想定区域の設定

平成24年10月31日に徳島県が公表した「徳島県津波浸水想定」における津波浸水想定区域を、本町の「津波浸水想定区域」と設定する。

なお、この浸水想定は、発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が対象とされている。

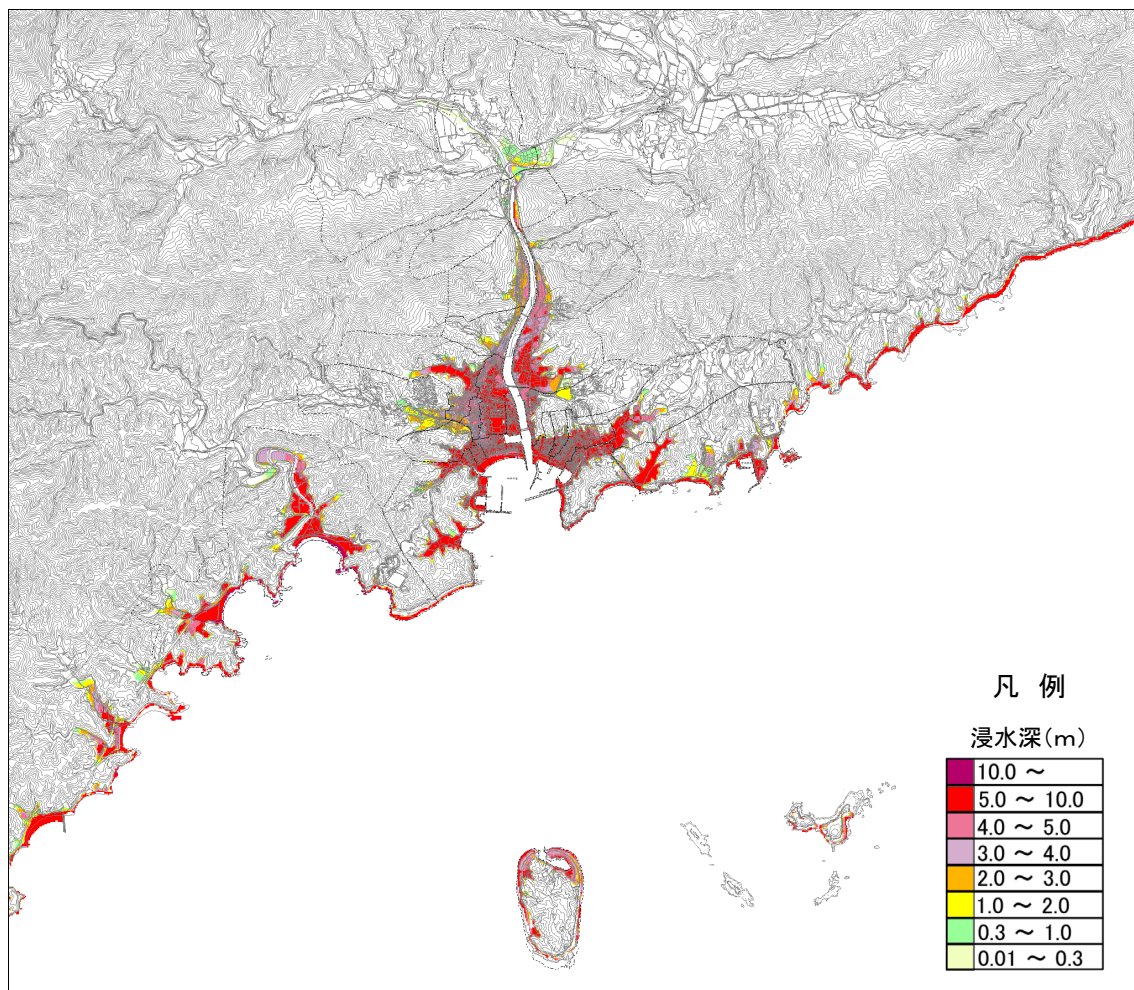


図2-1 津波浸水想定区域

(詳しくは、徳島県ホームページ「徳島県津波浸水想定公表について」を参照)

第2 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

本町では、県が指定する津波災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)を、津波時の避難対象地域と設定する。表2-1に避難対象地域一覧を、図2-2に避難対象地域を示す。

表2-1 避難対象地域 一覧

大字	字	大字	字	大字	字
内妻	大畑	河内	ゐとり	灘	大平間
	島屋敷		しもつい		大牟岐田
	白木		東川又		上浜辺
	古江		にしかわまた		下浜辺
	丸山		しば		中山
川長	市宇谷		はやまだに		西ノ谷
	大坪		をくよし		西ノ山
	関	中村	大谷		東谷
	天神前		大戸		水落
	山戸		奥前		宮田
	新光寺		清水	牟岐浦	馬地
			杉谷		出羽島
			本村		八幡山
			山田		浜崎
					宮ノ本
					大島

※地名は五十音順

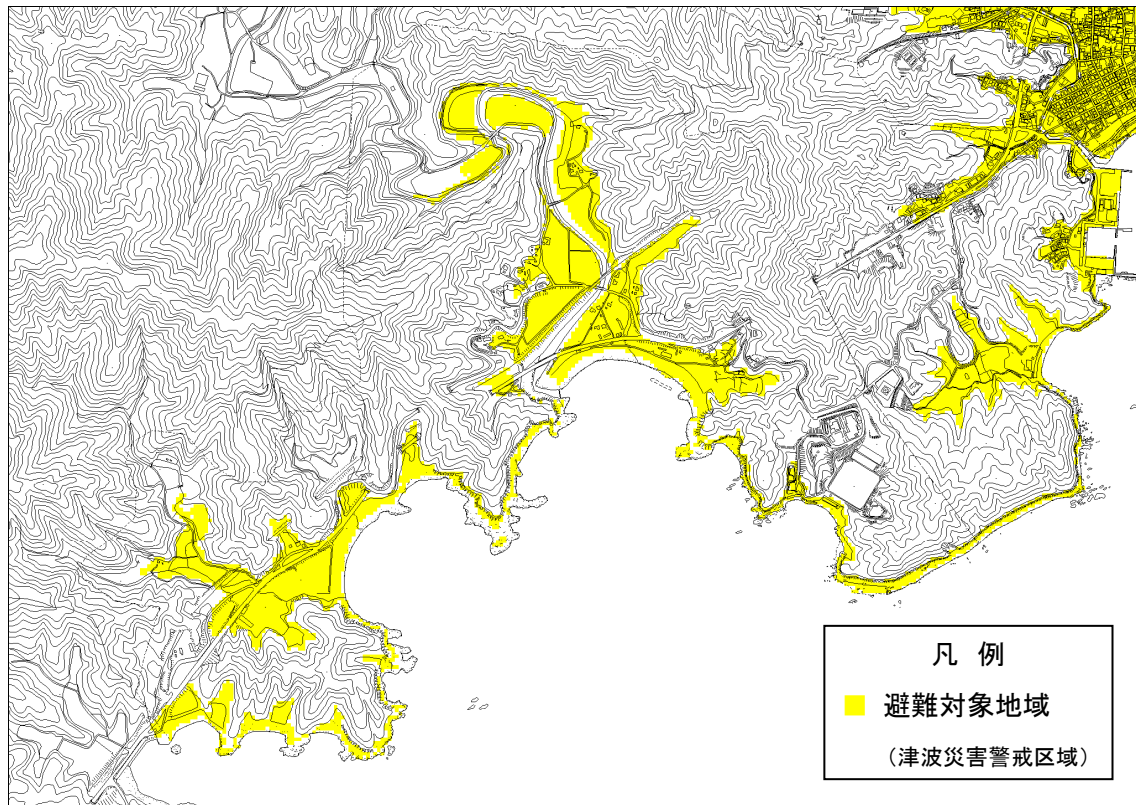


図2-2 (1/5) 避難対象地域

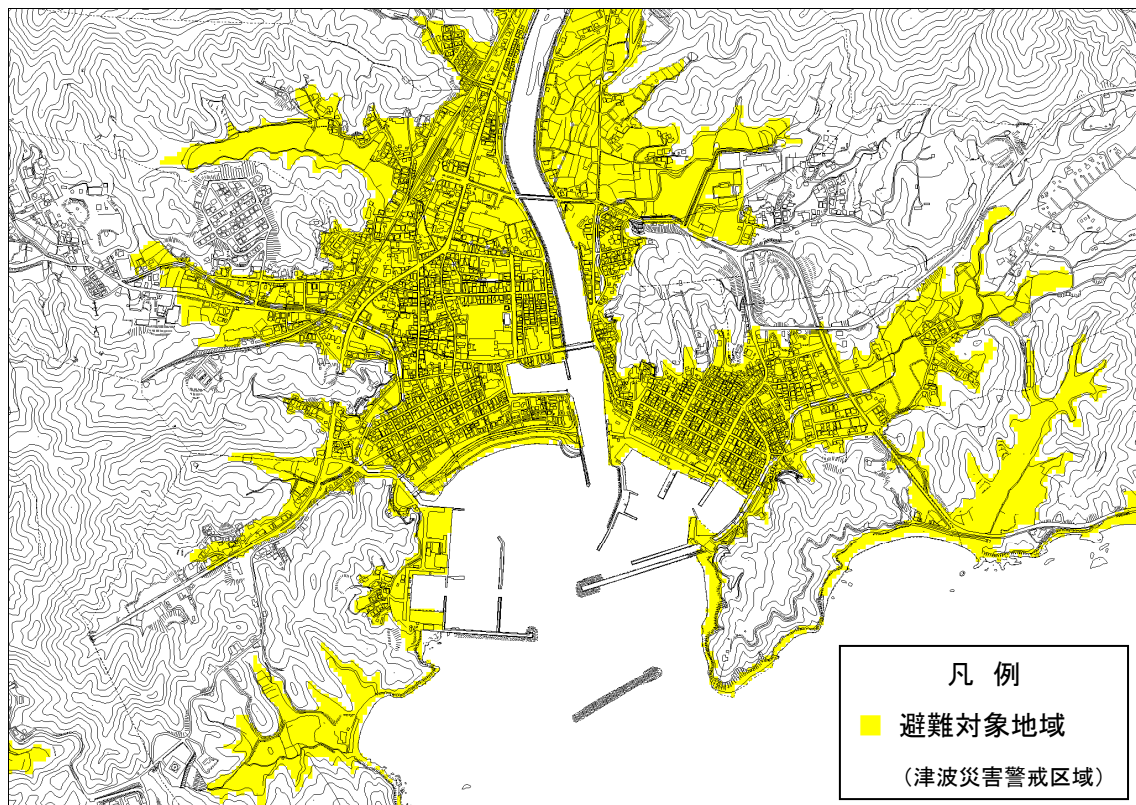


図2-2 (2/5) 避難対象地域

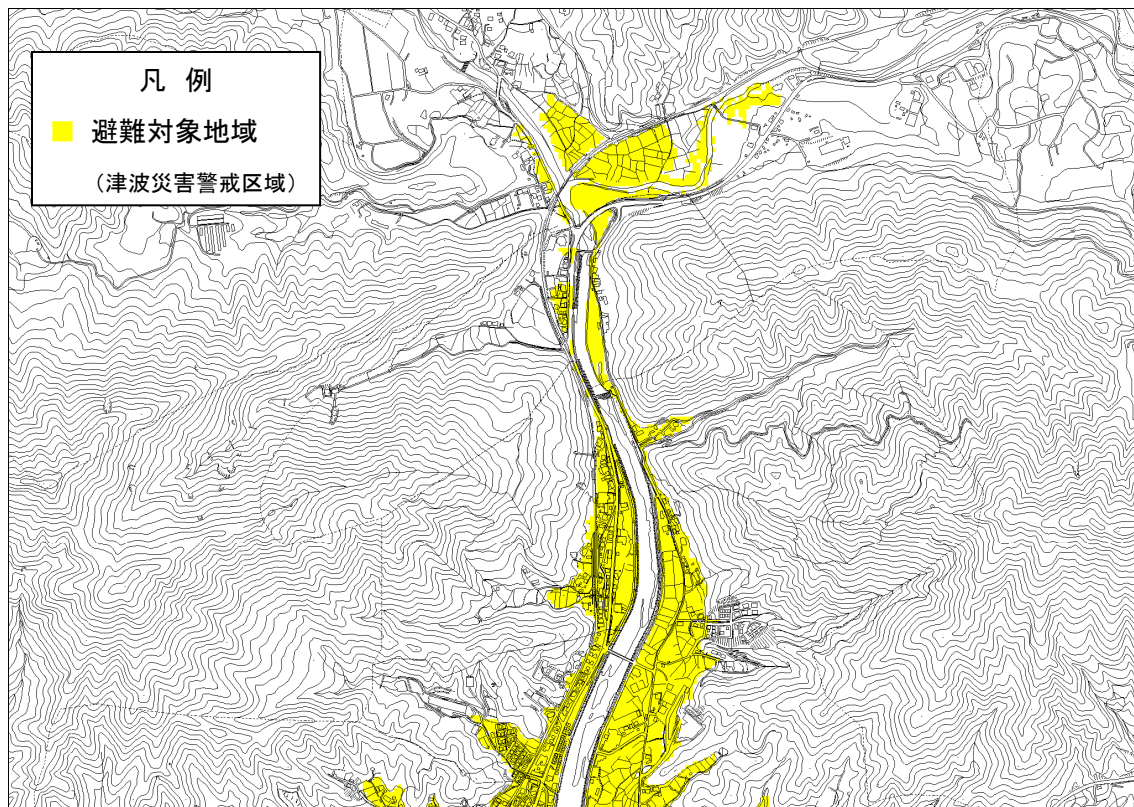


図 2-2 (3/5) 避難対象地域

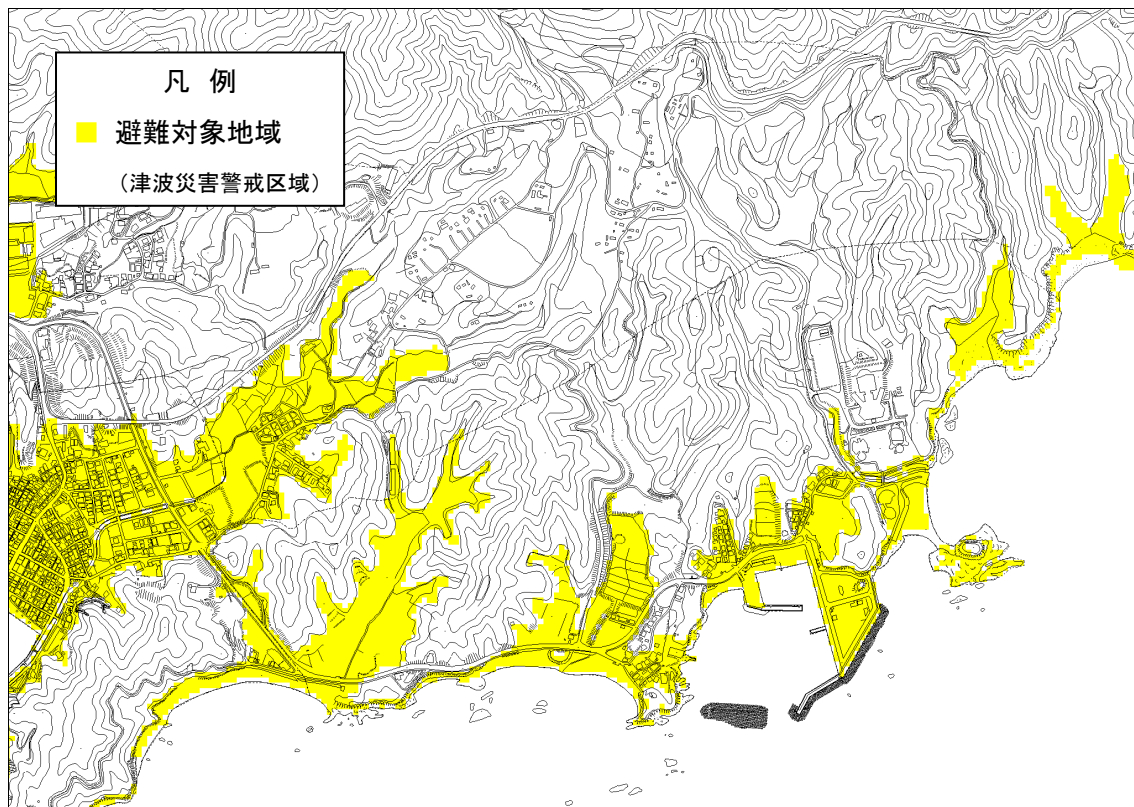


図 2-2 (4/5) 避難対象地域

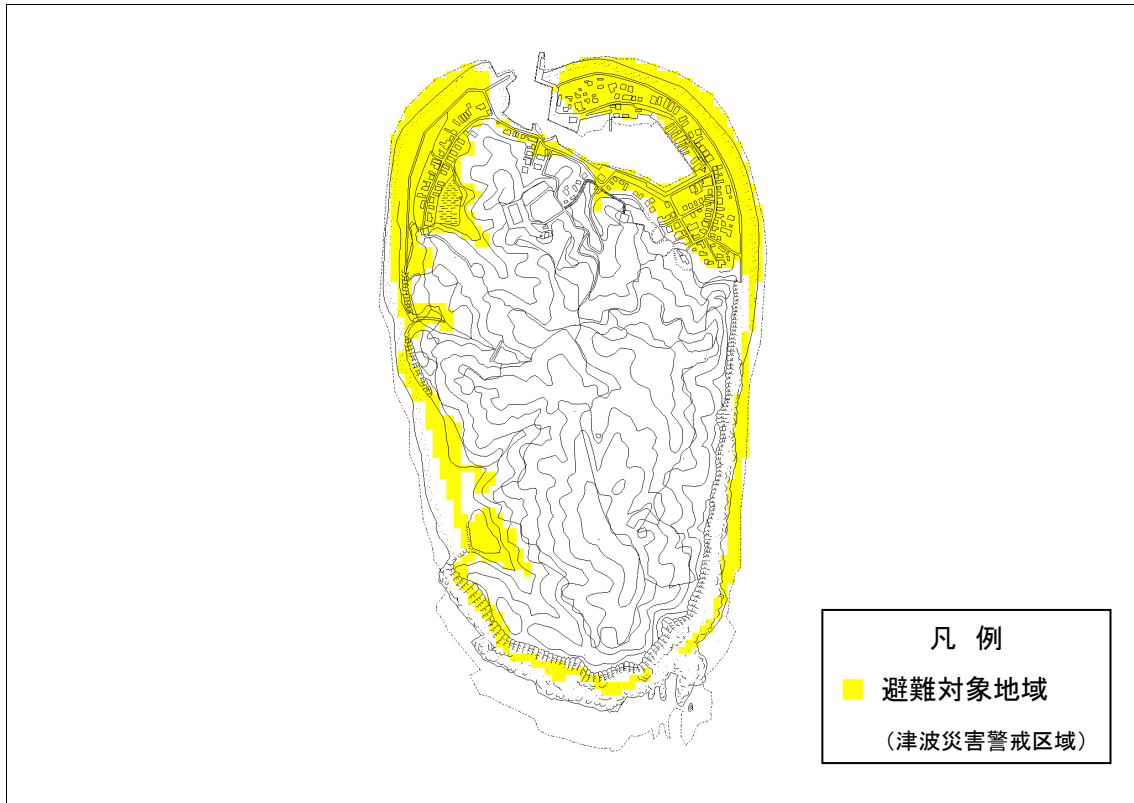


図2-2 (5/5) 避難対象地域

第3 緊急避難場所の設定

緊急避難場所は、津波の危険から回避することを目的とし、原則として、津波避難対象地域(津波災害警戒区域)の外側に設定する。

緊急避難場所の選定にあたっては、周辺の基準水位に相当する高さ(T.P.基準の高さ)以上の高さに、避難上有効なスペースを有し、かつ当該場所までの坂路・階段等の経路があることとした。

緊急避難場所の収容可能人数の算定

高台の収容可能人数(人) = 収容可能面積(m²) ÷ 2m²/人

施設の収容可能人数(人) = 収容可能面積(m²) ÷ 1m²/人

表2-2に緊急避難場所を示す。

表2-2 (1/2) 緊急避難場所一覧

名称	地区	避難先 種別	代表地点 高さ (T.P.+m)	【参考】避難スペース 最低地点高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
内妻コミュニティセンターより上	内妻	施設	9.7～	9.72 (1F)	97	コミセン
		高台	8.7～	8.70 (コミセン前道路)	338	道路
内妻地区高台1 (皆谷氏宅奥)	内妻	高台	16.4～	16.41	30	
内妻地区高台2	内妻	高台	約20～	20.48	1,105	
楠の浦地区高台	西の西	高台	19.7～	19.68	487	
八坂地区高台	西の西	高台	13.8～	13.82	337	
大谷地区西高台	大谷	高台	13.3～	13.33	980	
大谷地区高台	大谷	高台	11.8～	11.81	47	
大谷避難広場	大谷	高台	12.1～	12.05	633	
正観寺前広場	山田	高台	17.9	10.60 (道路入口)	544	
山田地区高台	山田	高台	10.5～	10.53	389	
杉谷ハイツ	山田	高台	26.7～	9.57	4,910	
海部病院北側避難広場	杉王	高台	15.2～	15.20	712	
大田氏宅周辺	杉王	高台	15.6	15.56	189	
杉王神社	杉王	高台	11.2～	11.19	210	
海部老人ホーム	清水	施設	12.4～	12.35 (玄関前)	84	福祉避難所兼
		高台	12.2～	12.23	812	
皆の谷団地駐車場	清水	高台	12.0	12.02	214	
三崎神社	関	高台	18.0	17.97	87	
河内地区軍人墓地	川又	高台	18.4～	18.42	113	
山戸地区高台1	川長	高台	11.2～	11.23	450	
山戸地区高台2	川長	高台	13.8～	13.84	268	

表2-2 (2/2) 緊急避難場所一覧

名称	地区	避難先 種別	代表地点 高さ (T.P.+m)	【参考】避難スペース 最低地点高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
介護老人保健施設 和楽	川長	施設	9.8	9.75	334	福祉避難所兼
洞雲寺裏山	川長	高台	9.7～	9.73	15	
大坪地区高台	川長	高台	9.9	9.88	138	
牟岐小中学校	天神前	施設	9.3～	9.33 (1F) 13.32 (2F)	1,578	小学校
	天神前	施設	9.7～	9.67 (1F) 13.32 (2F)	2,502	中学校
市宇谷地区高台	天神前	高台	12.1	10.23	334	
天神前地区高台	天神前	高台	16.1～	16.09	30	
天神社南側山道	天神前	高台	9.6～	9.62	25	
秋葉避難広場	天神前	高台	18.8	18.81	70	
八幡避難広場裏山	東の西	高台	19.4～	19.44	30	
海蔵寺	同倫	高台	14.6～	14.61	238	
海蔵寺墓地	同倫	高台	12.1～	12.10	164	
サンライン入口周辺	東の中	高台	11.9～	11.91	839	
柿久保・浦岡氏宅付近	東の中	高台	18.4	18.36	143	
中山地区高台	灘	高台	13.2	13.24	55	
東部コミュニティセンター裏山	東の東	高台	14.7～	14.69	66	
蛭子神社上高台	古牟岐	高台	25.4	25.43	215	
コミュニティセンター上高台	古牟岐	高台	13.1～	13.08	195	
古牟岐地区東高台	古牟岐	高台	12.0～	11.96	57	
県立牟岐少年自然の家	古牟岐	施設	13.4～	13.37(玄関フロア)	693	
		高台	10.8～	10.82(玄関前道路)	3,848	
スバナ地区高台	出羽島	高台	10.7～	10.68	19	
出羽島地区ヘリポート	出羽島	高台	21.5	21.51(広場)	973	
平野氏宅跡地	出羽島	高台	11.5	11.45	30	
観栄寺裏山	出羽島	高台	11.6～	11.58	49	

第4 避難困難地域の抽出

避難困難地域とは、緊急避難場所等の「避難対象地域外」への避難が困難な地域を指す。津波避難困難地域は、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月、消防庁）（以下、「消防庁マニュアル」とする）」に基づき抽出する。

(1) 避難先の設定

避難先を緊急避難場所、及び避難対象地域外に避難できる経路上に避難目標地点を設定する。なお、避難困難地域の抽出に際しては、津波避難ビルは避難先を含めていない（消防庁マニュアル準拠）。

(2) 避難経路等の設定

地図情報及び現地調査に基づき、避難シミュレーションに用いる避難経路等の避難路網（ネットワークデータ）を設定した。

また、避難経路等については、より精度の高い避難シミュレーションを行うために、以下に示す3種別で避難速度を整理するとともに、ブロック塀の危険度についても整理し、避難シミュレーションにおける避難速度の設定に供した。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot \text{平地（2.25m 以上）の速度} \\ \cdot \text{平地（2.25m 未満）の速度} \\ \cdot \text{坂路・階段の速度} \end{array} \right\} \times \text{ブロック塀の危険度に} \\ \text{応じて速度低下}$$

(3) 津波到達予想時間及び避難可能時間の設定

「徳島県津波浸水想定」に基づく津波影響開始時間を基に、表2-4のとおり津波避難可能時間を設定した。

また、「市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン（平成25年3月、徳島県）（以下、「県ガイドライン」とする）」では、「避難可能距離は最長でも500m程度を目安とする」とされている。しかし、本計画では、避難可能時間が6分であることから、最長避難可能距離が360mであり、この目安を満たしている。

表2-4 避難可能時間

地点	① 津波影響 開始時間	② 避難 準備時間	避難可能 時間 ①－②	備考
牟岐漁港口	11分	5分	6分	津波影響開始時間は +20cm 水位

(4) 避難人口の設定

「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針 第1版(平成 25 年6月,国土交通省) (以下、「国交省指針」と呼ぶ)」に示される避難人口(分布)の考え方に準じ、居住人口(夜間人口)を基本として、日中に人々が集まる主要な施設(建物)に人口を上乗せした人口分布とした。

居住人口(夜間人口)分布に加え、さらに人口を付与した「日中に人々が集まる施設」は、小学校、中学校、保育園、及び医療・老人施設とした。

なお、これらの日中人口は、各施設における中心的な建物に付与した。

(5) 避難シミュレーションの条件設定

避難困難地域抽出のための条件について、表2-5及び表2-6に示す。

表2-5 避難シミュレーション条件

項目	設定内容
収容可能人数制限	国交省指針に示される避難困難地域の抽出の流れに基づき、緊急避難場所の収容可能人数による制限は設けず、避難可能距離(時間)のみ考慮する。
避難開始時間	地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定される※が、最大の5分後を想定する。 ※ 消防庁マニュアルより
避難速度	原則徒歩避難より、徒歩を想定した避難速度を設定。 基本:1.0m/s(広い幅員(2.25m 以上)の平地) 坂・階段:0.45m/s(平地の 55%低下※) ※:建築基準法施行令の避難速度の低下率より 狭い幅員(2.25m 未満)の平地:0.5m/s さらに、ブロック塀の倒壊による速度低下を設定(表2-6参照)
避難可能距離	「避難可能距離は 500m 程度を目安とする※。」とされているが、避難可能時間が6分であることから、最長避難可能距離は360mとなる。 ※県ガイドラインより

表 2-6 避難経路等の条件

項目	設定内容
建物等の崩壊	幅員が狭い経路(幅員 2.25m未満)の避難速度を 1/2 に低下 (平成16年度牟岐町津波避難マップ作成業務委託 報告書 に準じる)
ブロック塀の 倒壊	① 既存のブロック塀調査結果※の総合評価が 55 点未満(危険又は注意を要する) のブロック塀 ② 隣接する道路幅員に対して塀高が 1/2 以上 ①かつ②のブロック塀が避難経路沿いにある場合、その避難経路の避難速度を 85%に低下 ※:徳島県ブロック塀等の実態調査及び耐震化促進指導業務(南部)報告書(徳島県、平成 22 年3月(出羽島以外)、平成 25 年3月(出羽島))
液状化被害	幅員の狭い経路における避難速度の低下の意に含む

(6) 避難困難地域の抽出

前述の避難シミュレーション条件に基づき、避難対象地域を対象に、避難目標地点及び緊急避難場所への避難可能地域と、避難困難地域を抽出した。図 2-3 に避難困難地域を示す。

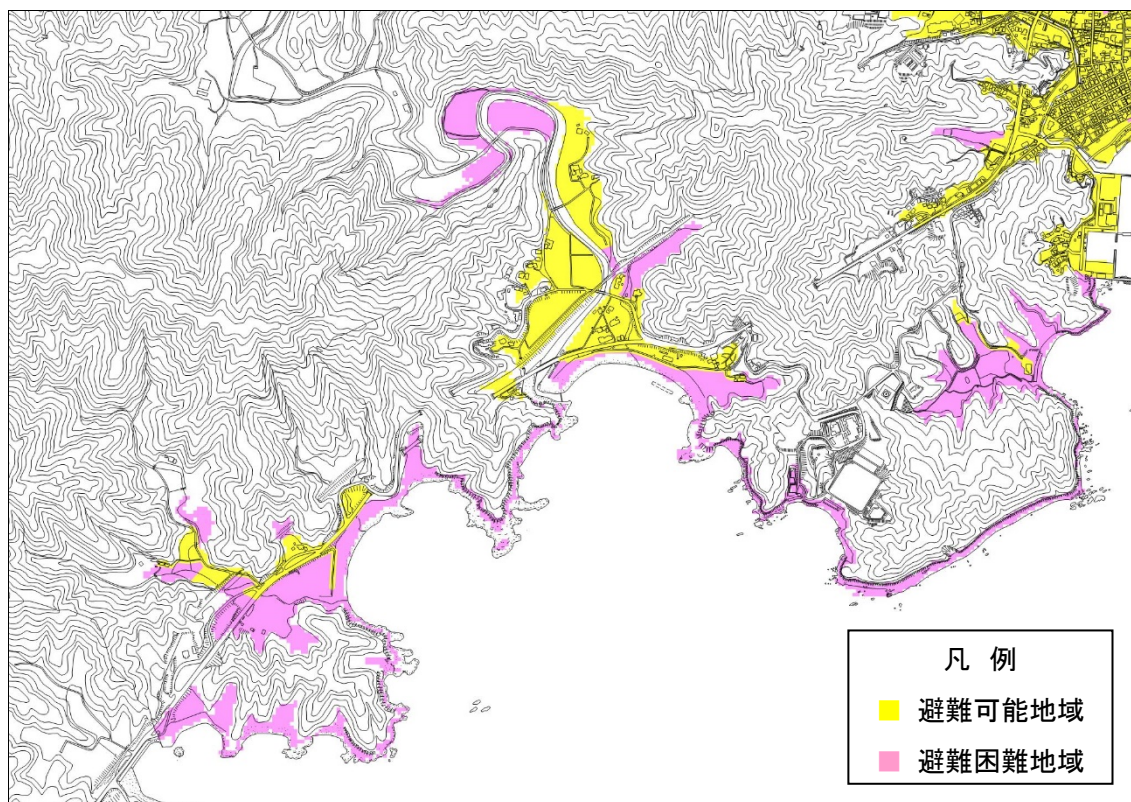


図 2-3 (1/5) 避難困難地域

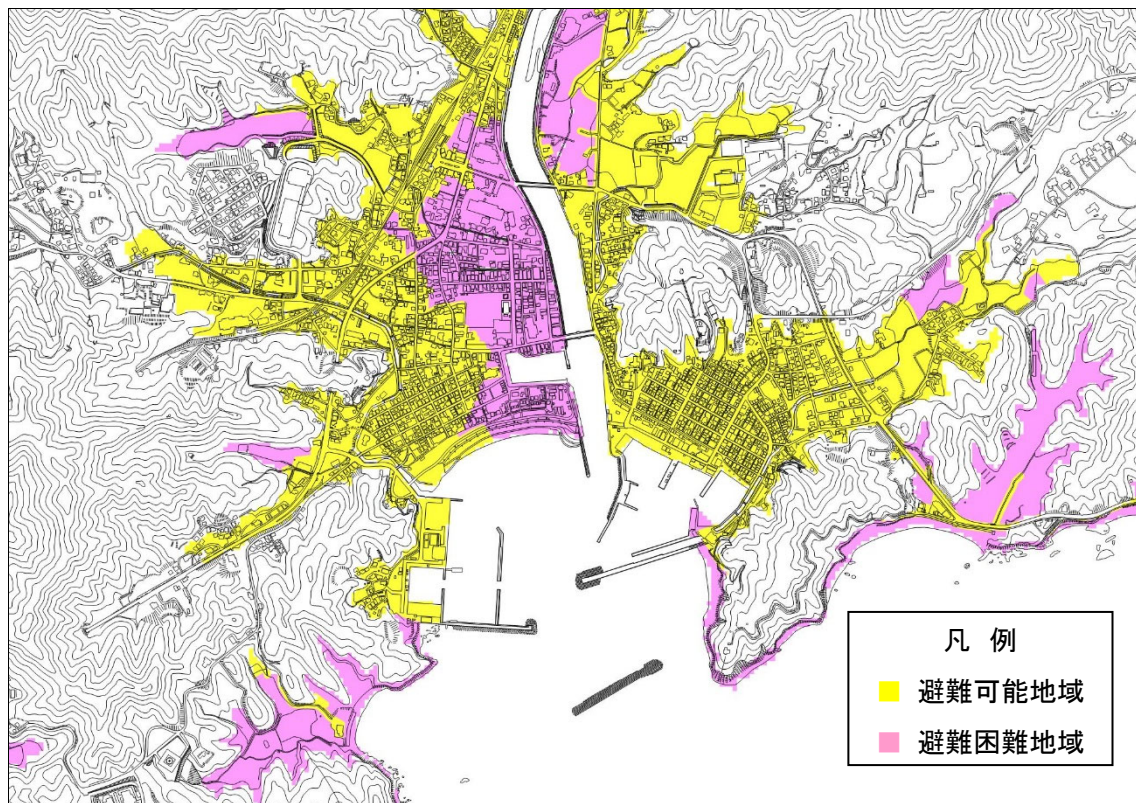


図 2-3 (2/5) 避難困難地域

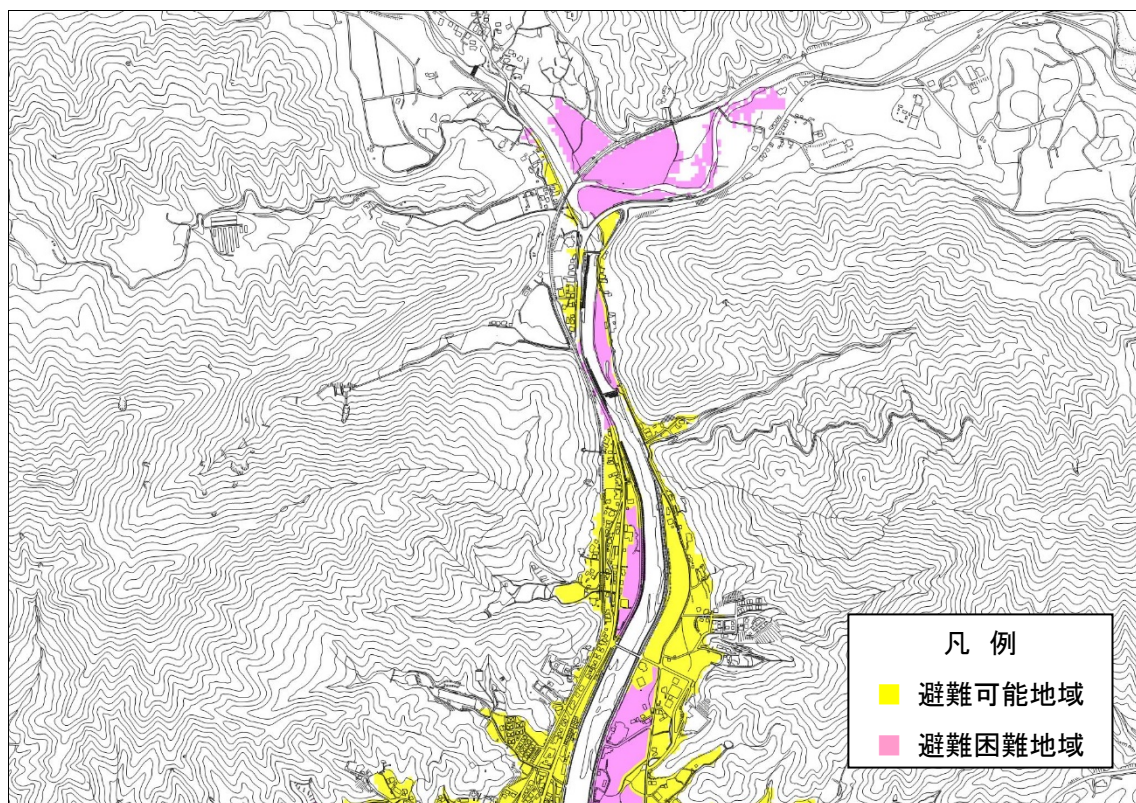


図 2-3 (3/5) 避難困難地域

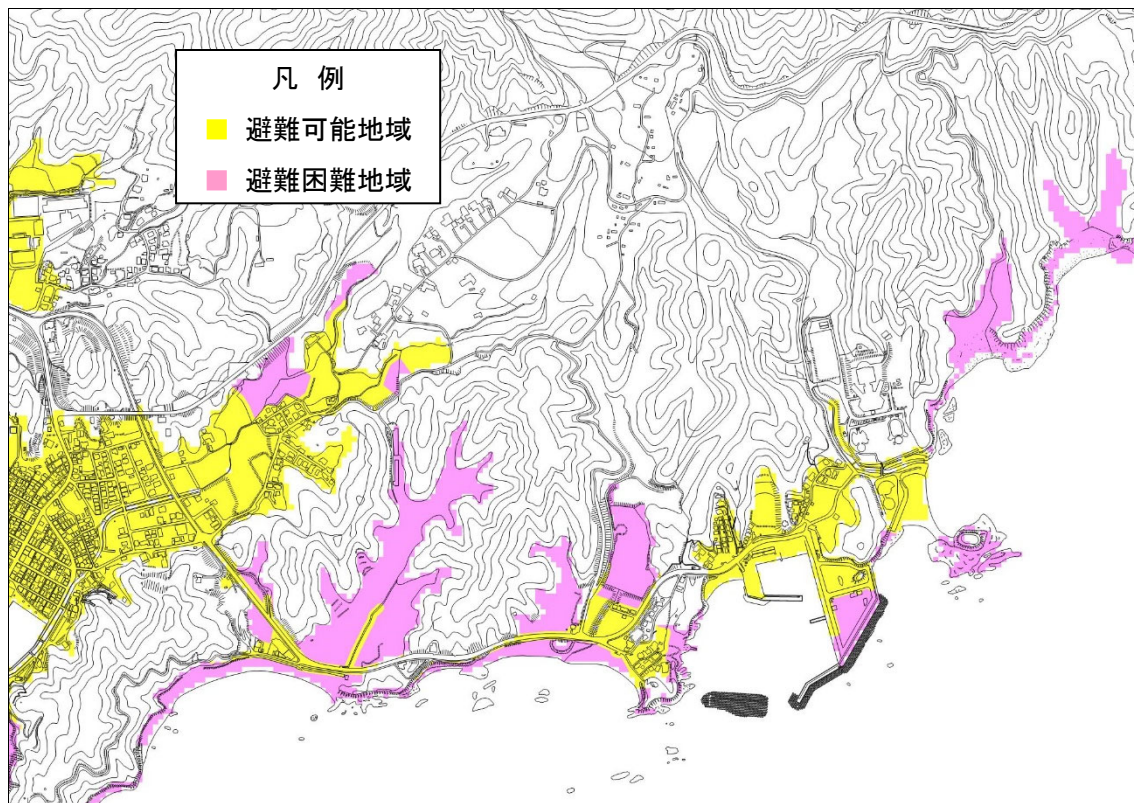


図 2-3 (4/5) 避難困難地域

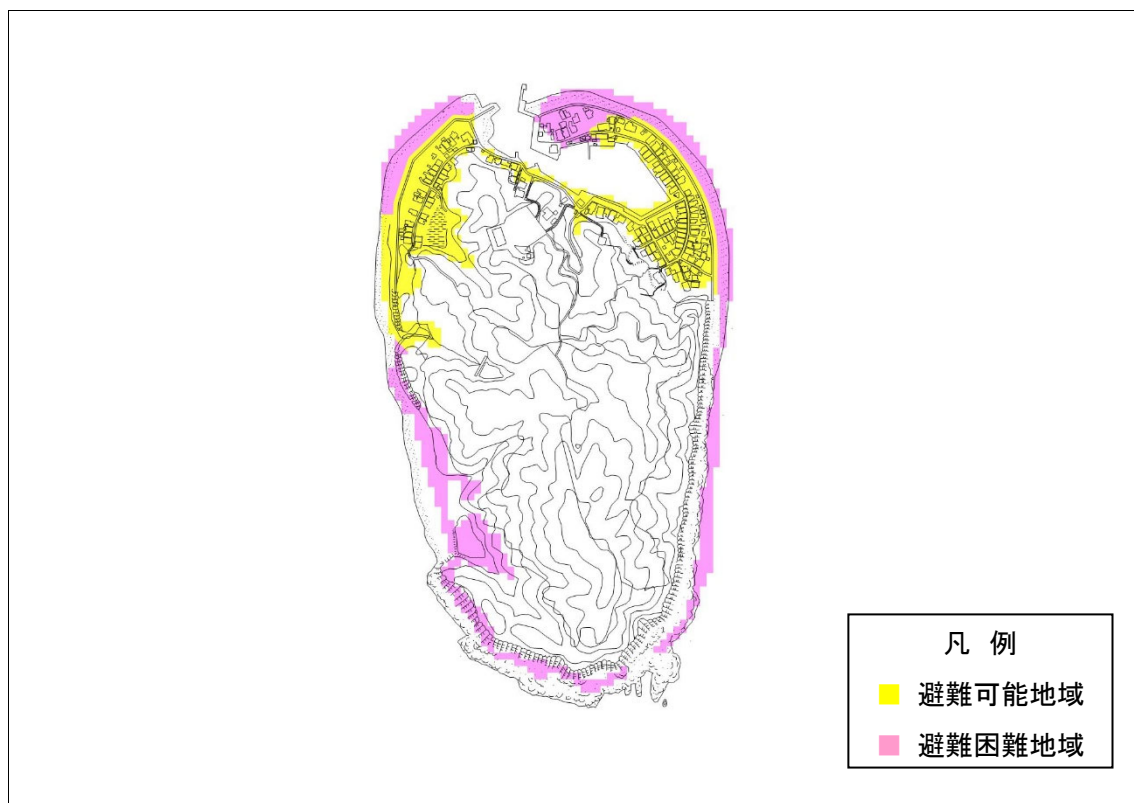


図 2-3 (5/5) 避難困難地域

表2-7に避難困難者数の推計結果を示す。

表2-7 避難困難者数の推計結果

地区	地区内 想定人口 (人)	避難対 象者数 (人)	避難困難者数 (人)	避難 困難者率	備考
内妻	119	84	0	0.0%	
西の西	112	87	0	0.0%	
大谷	184	160	0	0.0%	
西の中	82	82	0	0.0%	
西の東	158	158	53	33.3%	
中の島	97	97	97	100.0%	
本町	254	254	146	57.6%	
上の町	101	101	5	5.3%	
山田	545	271	0	0.0%	
杉王	268	253	4	1.7%	
清水	109	98	0	0.0%	
関	56	51	0	0.0%	
川又	23	16	0	0.0%	
平野	100	1	0	0.0%	
川長	510	437	67	15.4%	
天神前	315	247	0	0.0%	
東の西	113	111	0	0.0%	
同倫	100	99	0	0.0%	
東の中	343	331	0	0.0%	
灘	170	77	0	0.0%	
東の東	214	210	0	0.0%	
古牟岐	133	109	0	0.0%	
出羽島	85	81	5	5.9%	
合計	4,191	3,417	378	11.0%	

※地区内想定人口は、地区人口に加え、日中人が集まる施設の人数を上乗せした人口。

※避難困難者率は、避難対象者数に対する避難困難者数の割合。

第5 津波避難ビル等の指定

特定避難困難地域は、避難対象地域外の緊急避難場所等への避難が困難な地域に対して、避難対象地域内の「津波避難ビル等」を避難先に含めてもなお避難困難となる地域をさす。

町では、以下の条件を満たした津波避難対象地域内の避難可能な建物を「津波避難ビル」として指定する。（津波避難タワーを含む）

- ・ 鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造
- ・ 原則、耐震性を有している
- ・ 基準水位に相当する高さ(T.P.基準の高さ)より高い避難スペース(階層や屋上等)を有する
- ・ 避難スペースまでの階段等の経路を有する
- ・ 海岸に直接面していない
- ・ 町と協定の締結等により、避難ビルとしての利用の承諾を得ている

津波避難ビル等の収容可能人数の算定

津波避難ビル

$$\text{収容可能人数(人)} = \text{収容可能面積(m}^2\text{)} \div 1\text{m}^2/\text{人}$$

津波避難タワー

$$\text{収容可能人数(人)} = \text{収容可能面積(m}^2\text{)} \div 0.5\text{m}^2/\text{人}$$

表2-8に津波避難ビル等を示す。津波避難ビル10棟、津波避難タワー2棟、合計12棟（収容可能人数合計6,492人）を指定している。

表2-8 津波避難ビル等一覧

名称	地区	種別	基準水位 (m)	備える高さ 基準水位高 (T.P.+m)	避難スペース 最低地点高 (T.P.+m)	代表地点 の高さ (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
西浦コミュニティセンター 3階	西の中	避難ビル	6.9	10.57	10.61 (3F)	10.6	98	避難優先度は低い
浜の家 屋上	西の東	避難ビル	7.4	10.14	10.65 (屋上)	10.7	152	避難優先度は低い
旧牟岐小学校(北校舎) 3階以上	本町	避難ビル	7.1	9.74	10.96 (3F)	11.0～	1,018	
中村津波避難タワー	本町	避難タワー	7.4	9.61	10.35 (ステージ)	10.4	100	避難優先度は低い
徳島大正銀行 3階	本町	避難ビル	6.7	8.83	11.14 (3Fテラス)	11.1	36	
旧海部病院 4階・屋上	本町	避難ビル	6.2	8.83	11.53 (3F) 15.48 (4F)	15.5～	489	
NTT牟岐ビル 屋上	本町	避難ビル	5.6	8.81	16.9 (屋上)	16.9	455	
特別養護老人ホーム 緑風荘 2階以上	山田	避難ビル	2.5	8.93	11.21 (2F)	11.2～	1,522	福祉避難所兼
海の総合文化センター 2階以上	川長	避難ビル	4.4	8.83	9.42 (2F)	9.4～	1,945	
町民体育館 2階	天神前	避難ビル	1.6	9.10	10.08 (1F) 13.90 (2F)	13.9	289	
町民センター 2階	天神前	避難ビル	0.3	8.65	8.70 (1F) 12.75 (2F)	12.8	348	
出羽島地区津波避難タワー	出羽島	避難タワー	5.0	6.96	9.30 (ステージ)	9.3	40	

第6 特定避難困難地域の抽出

特定避難困難地域は、先の緊急避難場所等に加えて、避難対象地域内の津波避難ビル等を避難先に含めても、避難困難となる地域を指す。

特定津波避難困難地域は、国交省指針に基づき抽出する。

(1) 避難シミュレーションの設定

避難困難地域の抽出条件に加えて、津波避難ビル等を避難場所に追加し、その他の条件は避難困難地域の抽出条件と同様に避難シミュレーションを行った。ただし、津波避難ビル等は、収容可能人数による制限も考慮する。

さらに、津波避難ビル等で、想定する津波の高さからの余裕高が比較的小さく、さらに高い避難スペースを有していない避難先(表2-8の備考欄参照)は、避難優先度を低く設定して避難シミュレーションを行った。

(2) 特定避難困難地域の抽出

前述の避難シミュレーション条件に基づき、特定避難困難地域を抽出した。

図2-4に特定避難困難地域を示す。なお、一時避難可能地域は、緊急避難場所には避難することが困難であっても、津波避難ビル等に避難可能な地域を指す。

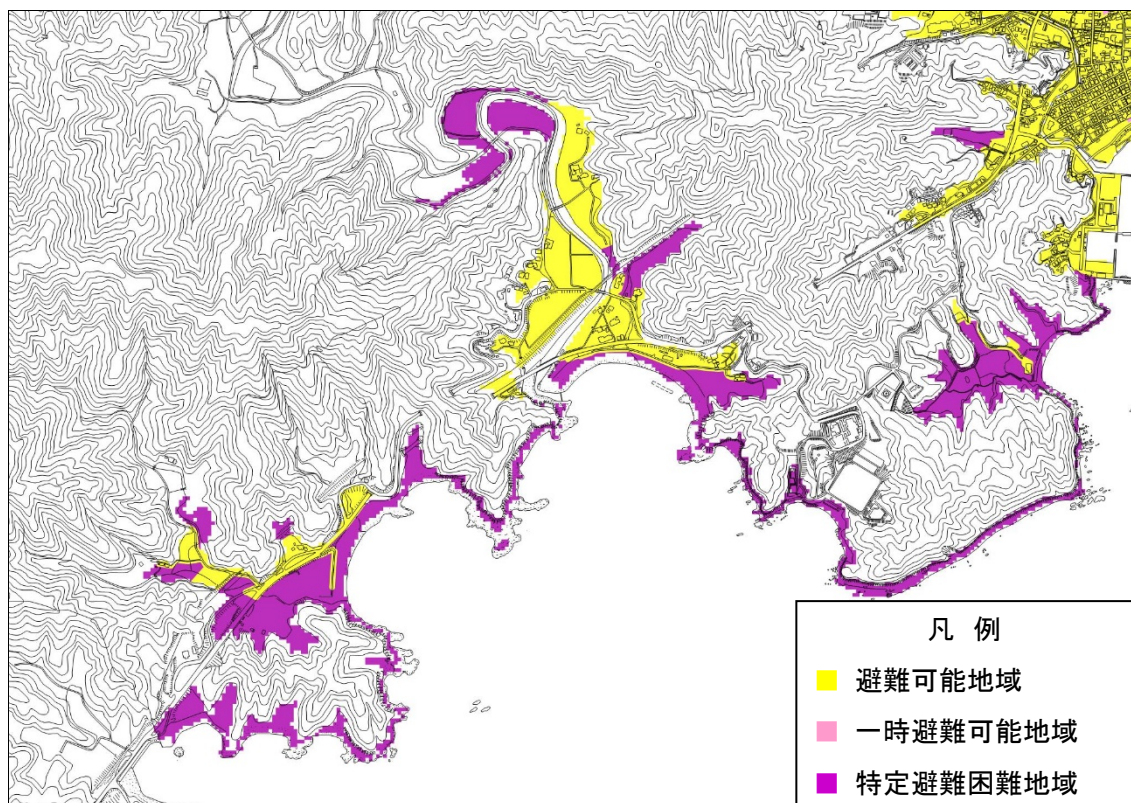


図2-4 (1/5) 特定避難困難地域

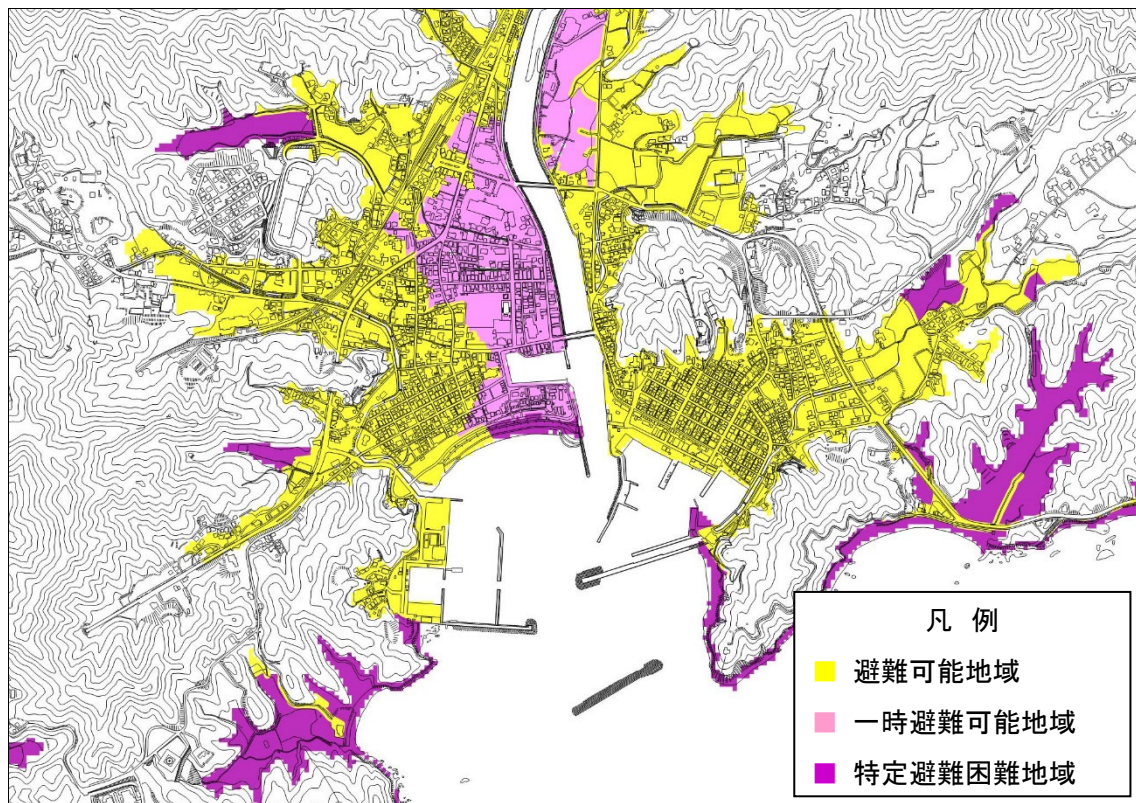


図2-4 (2/5) 特定避難困難地域

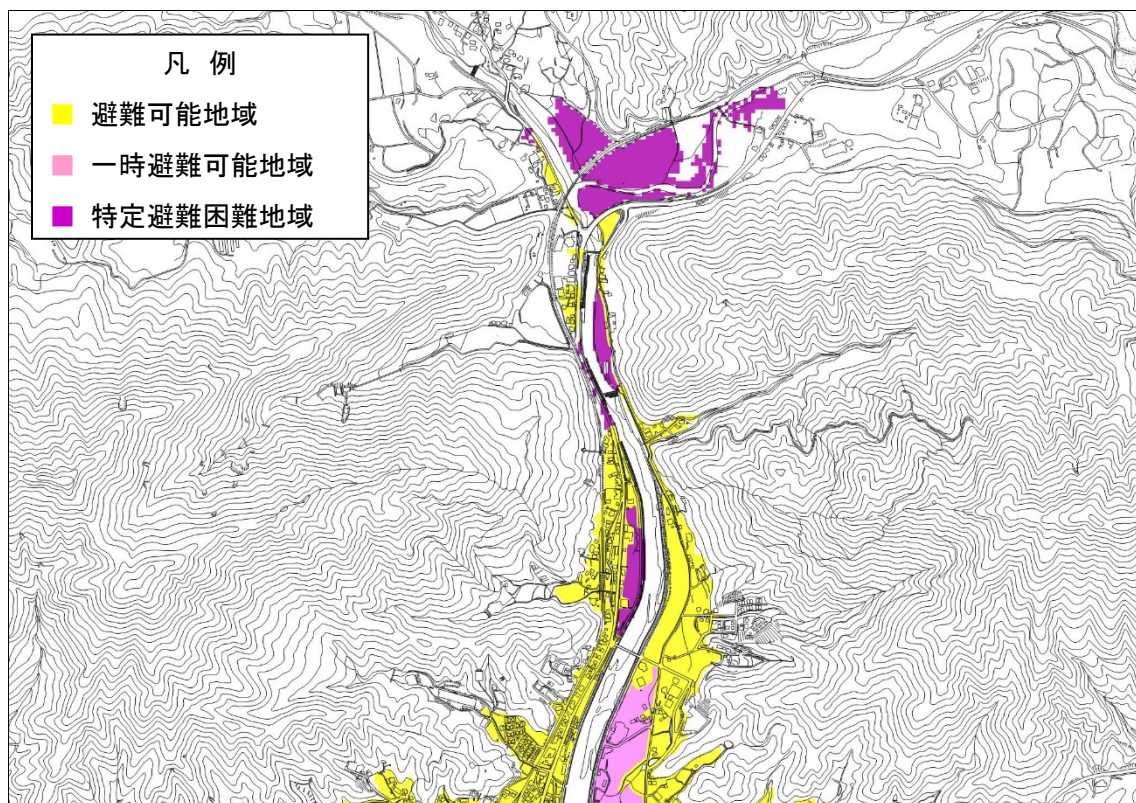


図2-4 (3/5) 特定避難困難地域

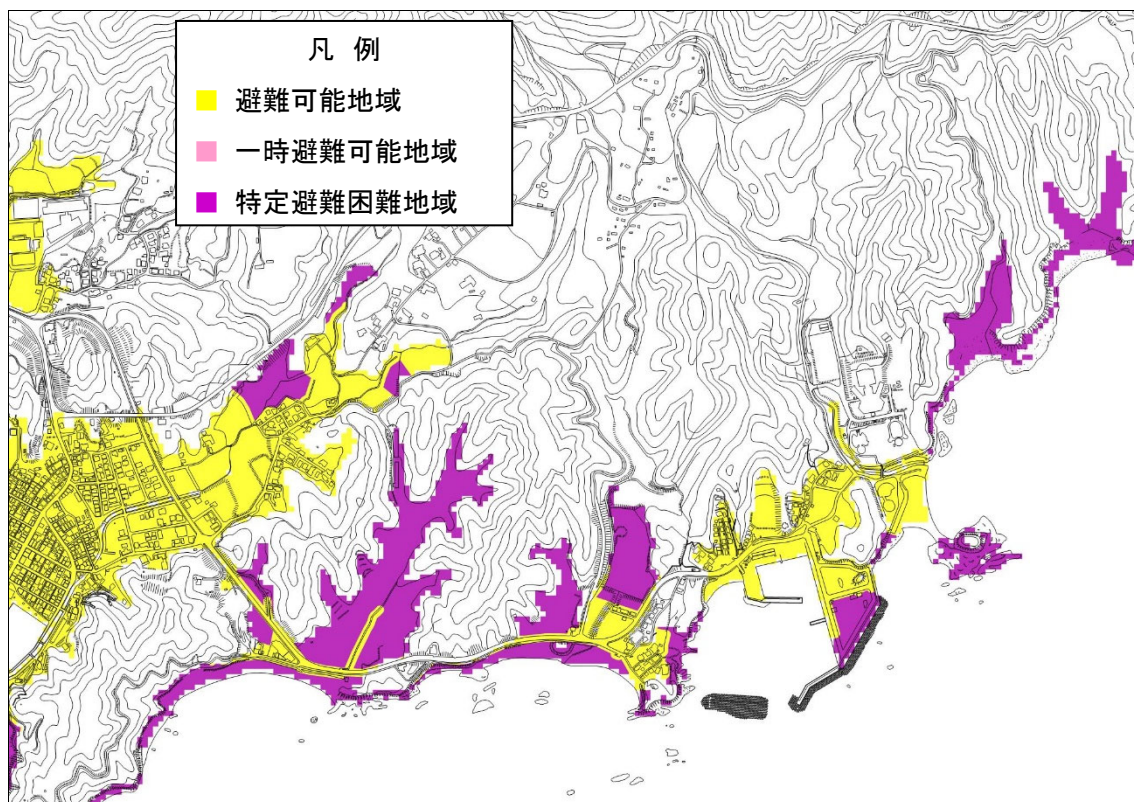


図 2-4 (4/5) 特定避難困難地域

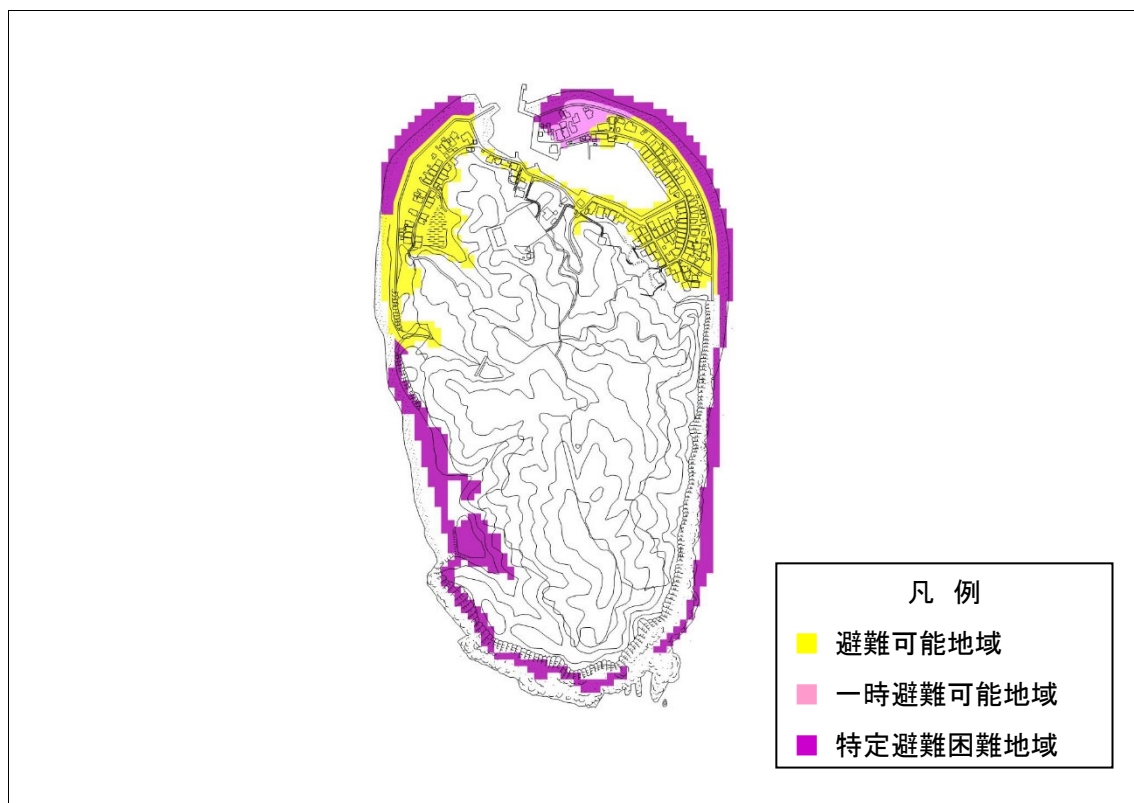


図 2-4 (5/5) 特定避難困難地域

表2-9に特定避難困難者数の推計結果を示す。

表2-9 特定避難困難者数の推計結果

地区	地区内 想定人口 (人)	避難対 象者数 (人)	特定 避難困難者数 (人)	特定 避難 困難者率	備考
内妻	119	84	0	0.0%	
西の西	112	87	0	0.0%	
大谷	184	160	0	0.0%	
西の中	82	82	0	0.0%	
西の東	158	158	0	0.0%	
中の島	97	97	0	0.0%	
本町	254	254	0	0.0%	
上の町	101	101	0	0.0%	
山田	545	271	0	0.0%	
杉王	268	253	0	0.0%	
清水	109	98	0	0.0%	
関	56	51	0	0.0%	
川又	23	16	0	0.0%	
平野	100	1	0	0.0%	
川長	510	437	0	0.0%	
天神前	315	247	0	0.0%	
東の西	113	111	0	0.0%	
同倫	100	99	0	0.0%	
東の中	343	331	0	0.0%	
灘	170	77	0	0.0%	
東の東	214	210	0	0.0%	
古牟岐	133	109	0	0.0%	
出羽島	85	81	0	0.0%	
合計	4,191	3,417	0	0.0%	

※地区内想定人口は、地区人口に加え、日中人が集まる施設の人数を上乗せた人口。

※特定避難困難者率は、避難対象者数に対する特定避難困難者数の割合。

表2-10に避難対象地域の種別面積を示す。

表2-10 避難対象地域の種別面積

地域種別	面積(km ²)	面積率※	備考
避難対象地域	2.452	100.0%	津波災害警戒区域
避難可能地域	1.292	52.7%	
避難困難地域	1.160	47.3%	
一時避難可能地域	0.194	7.9%	
特定避難困難地域	0.966	39.4%	

第3章 初動対応

第1 勤務時間外の職員の参集

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合、職員への伝達・参集体制について、次のとおり定める。

(1) 職員への伝達

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、課別動員体制に基づき、総務課（総務班）が職員へ指示を行う。また、職員は通信手段が途絶えた場合でも、甚大な被害（災害対策本部相当）を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

(2) 職員の配備基準

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の配備基準により3段階の配備体制をとるものとする。

表 3-1 地震・津波配備基準

体制区分	配備基準
準備体制 (1号配備)	1. 震度3又は震度4の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に津波注意報が発表されたとき 3. その他の状況により町長が必要と認めたとき
警戒体制 (2号配備)	1. 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に津波警報が発表されたとき 3. その他の状況により町長が必要と認めたとき
災害対策本部体制 (3号配備)	(自動設置) 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に大津波警報が発表されたとき (判断設置) 1. 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に津波警報が発表されたとき 3. 本町で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 4. その他の状況により町長が必要と認めたとき

(3) 参集時の遵守事項

平時から、発災時の自主参集基準、配備体制と担当任務内容を把握し、特別な場合(職員自身・家族・親族の身近上の事故・災害)を除いて、作業しやすい安全な服装で参集する。

勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- ・ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部へ連絡すること。
- ・ 参集途上においては、被害状況を可能な限り把握し、登庁した後直ちにその内容を担当課長に報告すること。
- ・ 本庁舎参集が困難な場合は、最寄りの拠点避難所へ参集し、担当課長に連絡する。
- ・ 拠点避難所では、避難所開設の準備を行い、本庁舎参集可能時はすみやかに各自配備体制部署へ移動する。

(4) 勤務時間内の動員配備・体制区分の伝達

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、総務課(総務班)が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、各課長へ連絡する。

第2 配備体制

準備体制、警戒体制及び災害対策本部体制別に、動員体制を示す。

(1) 準備体制(1号配備)の動員基準

表3-2 準備体制(1号配備)の動員基準

区 分	体制及び内容
参集人員	副町長、総務課長(課員全員)、産業課長(課員全員)、建設課長(課員全員)、住民福祉課長、健康生活課長、教育次長
参集場所	本庁舎(副町長室及び1階事務所内)
体制責任者	副町長

(2) 警戒体制(2号配備)の動員基準

表3-3 警戒体制(2号配備)の動員基準

区 分	体制及び内容
参集人員	全職員
参集場所	本庁舎(町長室及び1階事務所内)
総括責任者	町長

※本庁舎以外の職員は、水道班(水道課)を除き本庁舎に参集する。

(3) 災害対策本部体制(3号配備)の動員基準

表3-4 災害対策本部体制(3号配備)の動員基準

区 分	体制及び内容
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、総務班、調査班、建設班、産業班、水道班、衛生班、保健班、教育班、保育班
参集人員	全職員
参集場所	本庁舎(2階大集会室)

※本庁舎以外の職員は、水道班(水道課)を除き本庁舎に参集する。

なお、災害対策本部が設置された場合、すべての職員は次の事項を遵守する。

- ・ 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- ・ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- ・ 正規の勤務時間が終了しても担当課長の指示があるまで退庁しないこと。
- ・ 勤務場所を離れる場合には、担当課長と連絡を取り常に所在を明らかにすること。
- ・ 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないように留意すること。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織・運営、及び分掌事務等については、牟岐町災害対策本部条例に基づくものとし、災害対策本部長は町長とする。

また町長不在時は、副町長、総務課長の順で意思決定を代行する。両者とも連絡不可となった場合は、参集した各課課長が協議し、災害対策本部の活動を展開する。

災害対策本部の設置場所は本庁舎2階の大集会室とするが、建物の被害等により設置困難と判断された場合は、代替候補地を牟岐小学校、牟岐中学校の順とする。

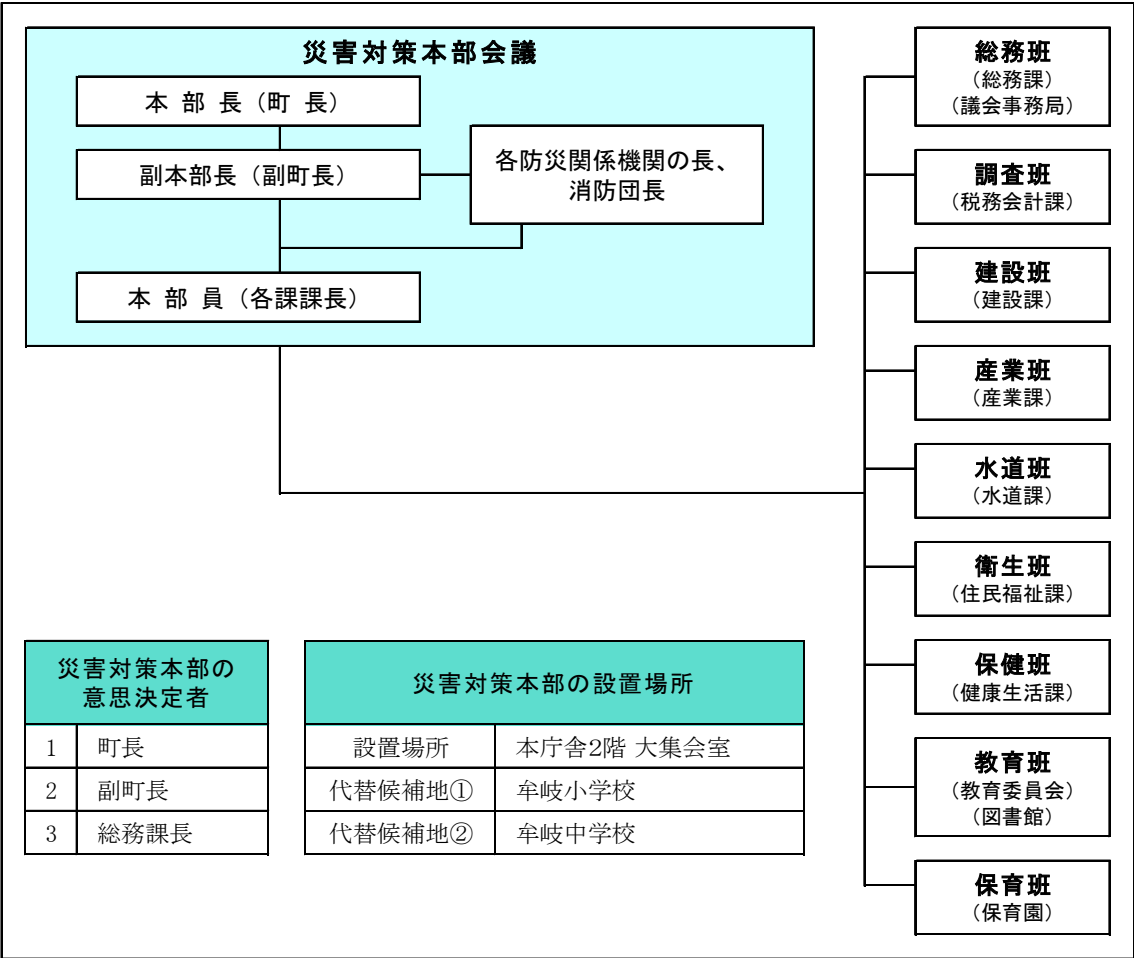


図 3-1 災害対策本部組織構成等

第3 津波情報等の収集・伝達

町及び周辺地域に大規模な地震が発生した場合、又は町の沿岸地域に津波が来襲するおそれがある場合、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波情報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ、防災機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

また、町は収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化するとともに、住民への的確に伝達するものとする。

地震・津波情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(1) 津波警報等の通知と伝達

津波警報・津波注意報は、地震が海底で起き、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する。

日本の沿岸は66 の津波予報区に分けられている。徳島県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「徳島県」である。徳島地方気象台は、「徳島県」に津波警報・注意報が発表されたときに通知する。

(2) 津波警報・注意報の種類と内容

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、地震の規模をすぐに精度よく求められないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることが伝えられる。

このように、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

表3-5 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準 (予想される 津波の高さ)	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報※	高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や避難ビルなど安全な場所へ避難 する。警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	高いところで 1mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに高台や避 難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
津波 注意報	高いところで 0.2m以上、1m以下 の場合であり、津波 による災害のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型 船舶が転覆する。海の中にいる人は ただちに海から上がって、海岸から離 れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。

(3) 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報で発表される。

表3-6 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※1} や予想される津波の高さが発表される。 ^{※2}
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※3}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※4}

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 発表内容は表3-5の表を参照。

※3 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測地)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

表3-7 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表3-8 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m以上	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大値の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

(4) 津波予報

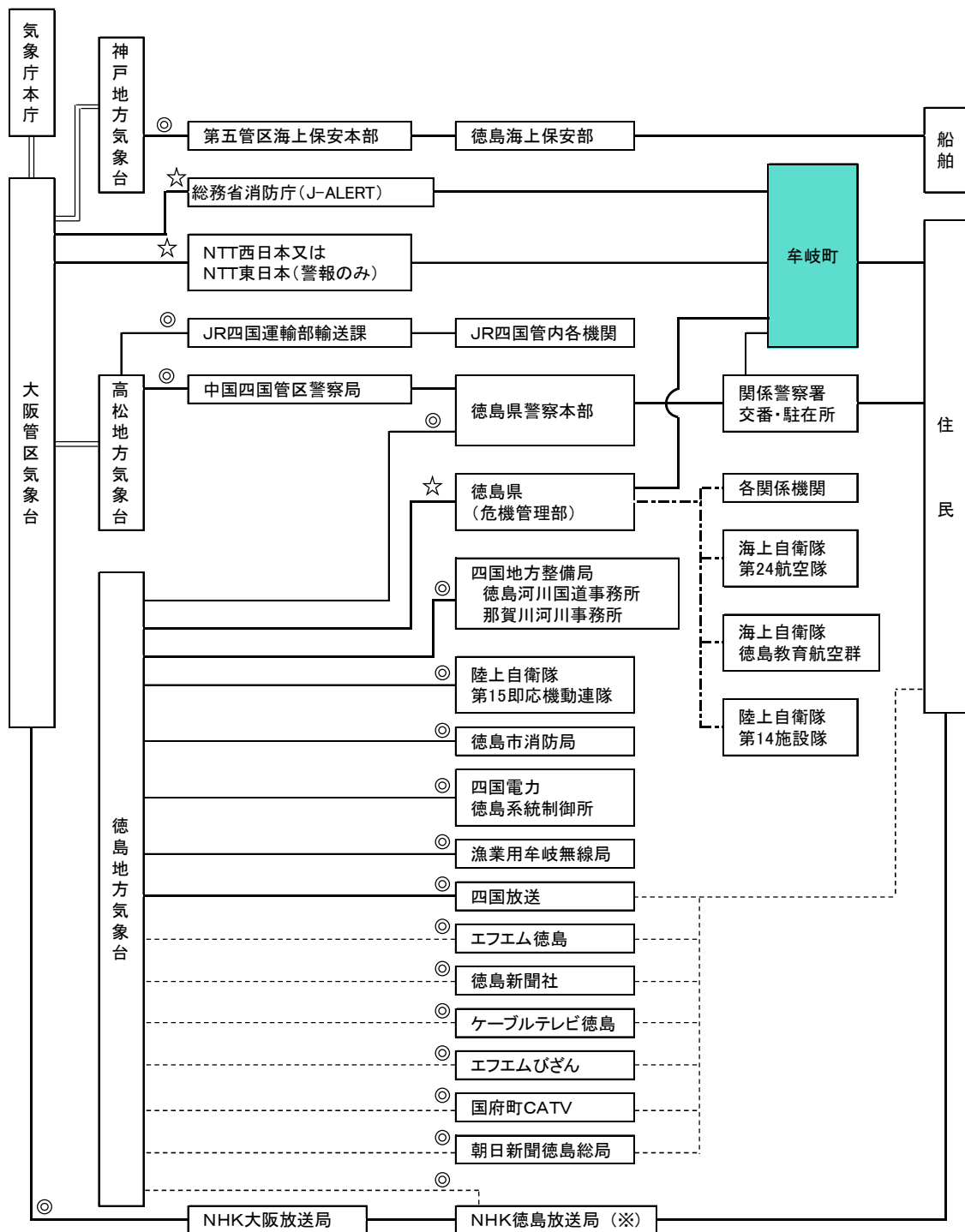
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

表 3-9 津波予報の基準と発表内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 地震・津波情報の伝達系統

① 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達系統



※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無
人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

<凡例>

- ◎ 防災情報提供システム
- ☆ オンライン(気象情報伝達処理システム)
- 法令(気象業務法等)による通知系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉通信

図3-2 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達系統

②津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

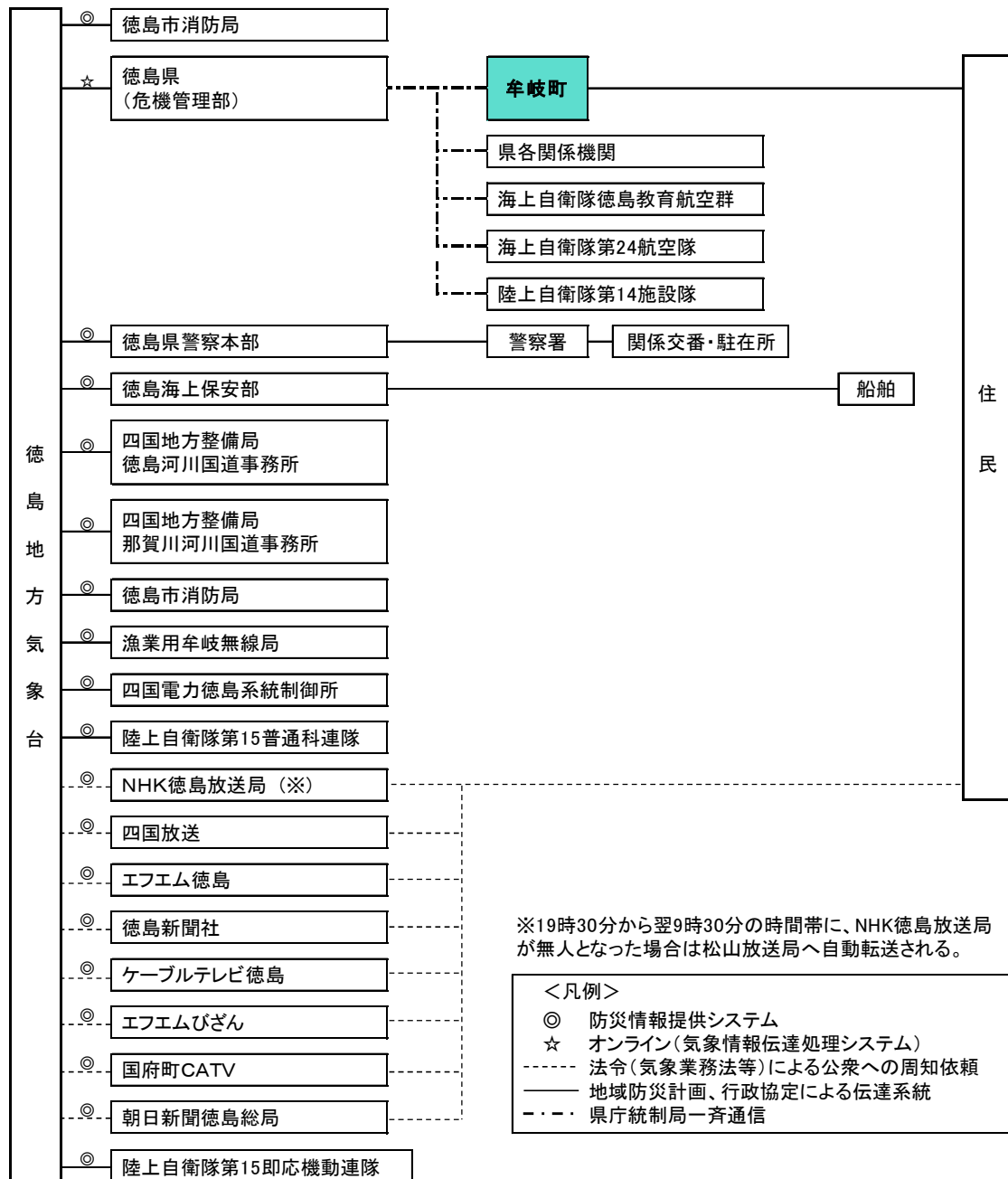


図3-3 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

(6) 津波情報の伝達

① 町及び県の措置

津波警報・注意報が発表された場合、県は総合情報通信ネットワークシステムの自動通信のほか、手動通信により沿岸市町等に予報を正確かつ確実に伝達するとともに、次の指示確認事項を徹底する。

- ア 大津波警報・警報・注意報の再伝達
- イ 住民、観光客、釣り客、ドライバー等可能な限り広範に周知徹底を行うこと。
- ウ 気象台からの情報、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意すること。
- エ 地域防災計画に基づく市町の連絡・配備体制をとること。
- オ 潮位の異常等があれば、県に連絡すること。

町は、大津波警報・津波警報・注意報又は避難指示(緊急)を防災行政無線や広報車等により、正確かつ確実に住民、観光客、釣り客、ドライバー等可能な限り広範に周知徹底するものとする。

② 津波の自衛措置

- ア 津波注意報が発生された場合、状況に応じ安全を確保した上で、高所等からの海面監視や情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町長は住民等に対して避難指示(緊急)を発令するなど必要な措置をとるものとする。
- イ 町長は避難対策として、強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波警報・注意報を迅速に知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ(NHK、四国放送は放送終了後でも臨時に放送する)を聴取する責任者を定めておくものとする。

第4 防災事務に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等操作を行う職員、消防団員、民生委員などの安全確保については、従事する者の安全確保を最優先することとする。

また、「津波に対する水門・陸閘等の操作指針(平成25年3月29日、徳島県県土整備部)」等を参考に、具体的な安全確保について検討を行う。

第4章 平常時の津波防災教育・啓発

第1 津波防災教育・啓発の手段

次の手段方法等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- (1) マスメディア
テレビ、ラジオ、新聞等
- (2) 印刷物・DVD
防災マップ、パンフレット、広報誌、DVD等
- (3) インターネット
ホームページ、SNS等
- (4) 津波啓発施設
県立防災センター、県立南部防災館
- (5) モニュメント等
地震・津波碑、海拔表示、津波高表示等
- (6) 学習、体験
防災訓練、ワークショップ、図上訓練等

第2 津波防災教育・啓発の内容

次の内容等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- (1) 過去の津波被害記録
古文書、伝承、津波災害被災者の体験談等
- (2) 津波の発生メカニズム
津波発生メカニズム、津波の高さ、津波影響開始時間、継続時間等の基礎知識
- (3) 防災(ハザード)マップ
津波浸水想定区域、避難対象地域、緊急避難場所等
- (4) 津波避難計画の内容
津波情報等の伝達、避難指示(緊急)、緊急避難場所等、避難路等
- (5) 日頃の備えの重要性
訓練参加、居場所ごとの緊急避難場所等の確認、家庭内での安否確認方法の確認、建物の耐震化、家具の固定、非常持出品の準備
- (6) 津波警報等
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の内容ととるべき対応、留意事項等

第3 津波防災教育・啓発の場及び人材の育成

家庭、学校、地域社会（自主防災組織等）、事業所、町職員、施設管理者（病院、観光施設、不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う防災上重要な施設）において防災教育・啓発を実施する。

また、地域社会等において、津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する。

非常時の持出品・備蓄品

被災後、救助・救援が到着するまで必要なものを準備しておきましょう。

注意点

- ◎ 非常持出品はリュックタイプの袋にまとめましょう。
- ◎ 自分や家族の状況に合わせて必要なものを選びましょう。
- ◎ 定期的に中身をチェックしましょう。

表4-1 非常時の持出品・備蓄品

情報 収 集 用 品	・携帯電話(充電器含む)	貴重 品	・現金(公衆電話用小銭を含む)
	・携帯ラジオ(予備電池含む)		・家や車の予備キー
	・家族の写真(はぐれた時の確認用)		・予備の眼鏡、コンタクトレンズ等
	・緊急時の家族、親戚、知人の連絡先		・銀行口座番号、生命保険契約番号
	・筆記用具(油性マジック含む)		・健康保険証
便利 な 道 具	・防災ずきんかヘルメット	飲 食 物	・身分証明書(運転免許証等)
	・懐中電灯(予備電池含む)		・印鑑
	・笛やブザー(居場所通知用)		・母子健康手帳
	・万能ナイフ、はさみ		・非常食
	・使い捨てカイロ	健 康 ・ 衛 生 用 品	・飲料水
	・マスク		・持病薬
	・ビニール袋		・常備薬
	・アルミ製保温シート		・救急セット
	・毛布		・タオル、ハンカチ、手ぬぐい
	・スリッパ		・トイレトペーパー、ティッシュペーパー
	・軍手か革手袋		・着替え(下着含む)
	・マッチかライター		・ウェットティッシュ
	・雨具(レインコート等)		・簡易トイレ
	・レジャーシート		・歯磨きセット
	・ロープ	そ の 他	・紙おむつ(幼児・高齢者等)
	・布ガムテープ		・生理用品
	・ラップ		・粉ミルク、ほ乳びん
	・安全ピン		・障がい者手帳

※各自の状況にあわせて準備すること

第5章 避難訓練

第1 訓練の実施体制（参加者等）

地域、学校、消防、消防団、漁業関係者、観光施設の管理者等の参画を得た地域ぐるみの実施体制を確立する。

住民、観光客、海水浴客、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者についても、避難誘導等の実戦的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

第2 訓練の内容

(1) 津波警報、注意報等の情報の伝達、収集

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等を検証する。

(2) 津波避難訓練

避難経路や避難路を実際に歩いて確認し、ルートや避難の際の危険性、避難時間等を把握する。

(3) 津波防災施設操作訓練

操作者の安全確保に配慮し、誰が、いつ、どこの施設を閉鎖操作等を行うのか、又その判断基準や指示体制を確立する。さらに、施設の閉鎖操作を速やかに実施できるよう、施設の点検を兼ねた施設操作訓練を定期的に実施する。

(4) 津波監視訓練

高台等の安全な場所からの目視による監視、及び監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練等を実施する。

第6章 その他の留意点

第1 観光客、海水浴客、釣り客の避難対策

(1) 看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内の者に対して、避難場所等の案内看板等の設置に努める。

(2) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に関する啓発用チラシを観光施設に配布したり、包装紙等への印刷といった工夫、ホームページやスマートフォンを活用した啓発などに努める。

また、観光シーズン中に観光客等参加型の訓練の計画・実施に努める。

第2 要配慮者・避難行動要支援者の避難対策

(1) 要配慮者への避難対策

津波避難時において要配慮者となりうる要因としては、主に行動面又は情報伝達面で配慮が必要となる場合に分けられる。

表 6－1 津波避難において要配慮者となりうる者の例

要配慮者 となりうる要因	要配慮者の例
情報伝達面	視聴覚障がい者、外国人、子ども等
行動面	視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、病人、乳幼児等

①情報伝達

本町では事前周知対策として、津波避難マップを色覚障がい及び外国語(英語・中国語)に対応できる構成とする等、情報伝達面での支援策を広げている。

災害発生時においても、情報伝達面で避難に支障をきたすことが予想される者に対しては、近隣者の支援が必要であり、今後、本町は、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保に努める。

②避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者に対しては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制の確保に

努める。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な緊急避難場所等までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。緊急かつやむを得ない場合の対応についての知識を、自らの命を守るために身につけておく必要がある。

要配慮者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

③施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、町は助言等を通じて必要な支援を行う。

(2)避難行動要支援者への避難対策

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難確保のために、特に支援を要する者を避難行動要支援者という。

本町では、災害時避難行動要支援者台帳を作成し、要支援者の個別計画策定に取り組んでいる。

表 6－2 災害時避難行動要支援者台帳と個別計画

災害時避難行動要支援者台帳	要支援者の同意のもと、要支援者についての情報(名前、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援策の実施に必要な事項等)を記載し、災害時において安否確認や避難を支援する者(消防や警察、町内会、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、近隣住民等)に情報が提供されるものである。
避難行動要支援者の個別計画	個々の避難行動要支援者と避難を支援する者の関連付けを明らかにした具体的な計画で、災害時に要支援者の避難を支援する際に活用するものである。

本町の災害時避難行動要支援者台帳の対象者は、災害が発生した際に、自力や家族の支援だけでは避難ができず、地域の人たちなどの助けを必要とし、在宅で生活している者が対象となる。具体的な対象者を以下に示す。

- ・介護保険で要介護3以上と認定された者
- ・身体障がい者手帳1級及び2級の者
(ただし、心臓機能障がい又はじん臓機能障がいのみで該当する者を除く。)
- ・重度知的障がい及び重度精神障がいの者
- ・ねたきり高齢者及び重度認知症の者
- ・90歳以上のひとり暮らし及び世帯全員が90歳以上の高齢者世帯
- ・その他支援が必要と判断される者

※ただし、これらの対象者でも災害時に支援の必要がないと判断される者や、家族等の支援により対応できる者は除く。